

町 第 415号  
令和元年11月8日

静岡県知事 川勝平太 様

河津町長 岸 重宏



「(仮称) 静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書」に  
関する意見について(回答)

令和元年10月24日付環生第241号により照会がありました件について、環  
境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。



担当：河津町町民生活課  
電話 0558-34-1932  
FAX 0558-34-1404

## 「(仮称)静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書」に関する意見書

### はじめに

本事業は、Zeini Capital 合同会社が河津町逆川地区に事業区域面積 80ha において（森林伐採 42ha、ソーラーパネル設置 40ha）発電規模 26MwAC の太陽光発電事業を実施するものです。

事業想定区域である伊豆半島は、ユネスコ世界ジオパークに認定され、多数のジオサイトを有する世界に誇れる自然環境を有する半島でもあり、伊豆縦貫自動車道（河津下田道路）の工事も順調に進捗する（仮称）逆川 I C 北東の山並みの斜面に計画がされております。

事業地は、当町と下田市の境界に位置しており、流域は特に影響が想定される稲梓川から稲生沢川に合流し、下田湾に流れ、その影響は広範囲にわたることが懸念されます。

なお且つ、「河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に規定する抑制区域内に計画されていることに、強い懸念を抱くものです。

このことから、今後、事業者が本事業の具体的な事業計画検討や環境影響評価手続を行う上での、評価及び配慮すべき事項について意見をします。

### 全般的事項

当町は、山と海、川が織りなす自然景観を町の観光資源としておりますが、本事業は大規模な森林伐採と太陽光パネルの設置により、土砂災害や景観等の観光資源、水産資源、生活環境等に重大な影響が及ぶことが懸念されます。

本事業による影響は、近隣市町を含む広範囲にわたり、観光に依存する伊豆地域の特性を踏まえ、事業計画を再検討し、地域住民等に十分な理解を得ることが重要です。

また、本事業に係る方法書については、静岡県環境影響評価技術指針(平成 11 年告示第 525 号)第 3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項に掲げる事業特性に関する情報が不足している上、設定すべき影響範囲が不明瞭であり、事業者には、環境影響評価手続において、地域住民や関係団体に丁寧な説明を行い、事業の必要性や事業への不安を払拭することはもとより、本事業の実施による環境への影響をできる限り回避・削減し、環境保全に万全を期することを理解・認識して、「調査」・「予測」・「評価」を確実に実施されることを求めます。

## 個別事項

### 1. 大気環境(大気質・騒音等)

- (1) 大気質の項目において、切土・盛土の造成工事の記載があるが、その範囲土量(未記載)については土量収支を計り、残土の発生を無くすとあるが、その根拠となる調査・予測及び評価を実施すること。
- (2) 大気質にかかる予測手法中、土地造成・掘削・廃材・残土等の発生・処理の予測地域・地点について、近傍に位置する住居のみでなく、風況等による影響を的確に把握できる地点を選定し、調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 騒音に係る予測手法中、低周波音の予測地域・地点については、搬入ルート沿道地域のみでなく、設置・稼動により影響が考えられる地点も追加し、音のみでなく空気振動についても調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 道路交通振動について規制値を記載しているが、振動による地下埋設物への影響についても調査し、併せて、交通運搬関連としては、大荷重車両・特殊車両の通行も考えられるため、使用道路耐荷重や道路保護についても調査、予測及び評価を実施すること。

### 2. 水環境(水質、水質汚濁)

- (1) 大規模な森林伐採、切土・盛土による地形改変による土砂の流失、工事に伴い発生する汚泥の流失等による影響が危惧される。事業計画地から流れ出る土砂や汚泥は広域に流失し、鍛冶屋沢川や谷津川から河津川に、特に影響を受けると想定される稲梓川、稲生沢川の流域は下田市街地から下田港に注いでいる。また、二級河川稲生沢川は表流水を飲料水として使用している落合浄水場や農業用水としても利用していることから、各河川の水質、下流域への影響が懸念されるため、最新の知見に基づき、影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 水質の現地調査内容中、降雨時浮遊物質量の調査頻度・時期等について、日常的な降雨を対象にのみでなく、年確立降水量等についても同様の調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 水質について各基準値の記載はされているが、水質基準だけでなく、予防的対策をしても発生が想定される濁水が落合浄水場の取水・浄水のシステム(取水やろ過)に及ぼす影響についても調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 発生残土・切盛り土の量が記載されておらず、予防措置としてブルーシートで覆う、仮設沈砂池などが記載されているが、規模や内容も精査されておらず、土砂流出

が懸念されることから調査、予測及び評価を実施すること。

### 3. 地形及び地質（地盤、河川、海況）

- (1) 事業想定区域は傾斜地であり、豪雨や南海トラフ地震等が想定される中、土砂災害や法面崩壊等を招くことが懸念されるため、地質及び地盤等についての影響についての調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 地盤(土地の安定性)の調査項目について、掘削や切土により地下水や湧水の状況等が新たに判明した場合は、それら地点についても調査、予測及び評価等を実施すること。
- (3) 大規模な森林伐採、地形改変により豪雨時の河川流量の増加、大量の土砂が流れ出る事が懸念される。また、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域指定地の上部に計画されており、傾斜地のために土石流の発生が危惧され、流れ出た土砂等は河川を激変させる懸念があるため、河川や湧水等への影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 環境影響評価の項目として選定しなかった理由の中で、河川について「対象事業実施区域には河川がない。また対象事業実施区域内に調整池を設け、大雨の際も下流河川に影響がないよう配慮するため非選定とした。」とあるが、付近には沢があり、調整池だけで昨今の大雨に耐えうるのか評価項目として選定し、調査、予測及び評価を実施すること。

### 4. 動物・植物・生態系

- (1) 動物について、基本方針に掲げる「貴重種の保護、育成を推進する」のみでなく、事業実施により近隣住民の生活圏・生産圏を脅かすおそれのある有害鳥獣の生態系への影響についても調査・予測及び評価を実施すること。
- (2) 工事中の騒音・振動やパネルの光害、排水処理等により動物(猛禽類、魚類等)、植物(クマガイソウ等)に与える影響が懸念されることから、四季を通じて影響を調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 地形改変等により流れ出る土砂は、二級河川河津川と稲生沢川から海に注いでおり、海況等の変化による魚介類、海藻類等に影響を及ぼす懸念があるため、影響についての調査、予測及び評価を実施すること。

## 5. 景観・光害

想定区域の稜線は、町の美しい自然景観となっており、後世に継承しなければならない大切な資源である。方法書によると調査ポイントが少なく、景観に著しい影響を及ぼす懸念があることから、居住区や観光スポット、遊歩道等それぞれの多くの地点から景観・光害について調査、予測及び評価を実施すること。

## 6. 廃棄物

廃棄物について、工事、存在・共用による種類・排出量を予測し、廃棄物の保管方法・処分方法、計画区域外への影響などについても予測及び評価を実施すること。

## 7. その他

- (1) 騒音・振動・低周波音等に、大きな電力を発電するため、パワーコンディショナーが設置されるが、電力・関連機器の発生する電磁波等の影響について、調査・予測及び評価を実施すること。
- (2) 下田市域も含めた影響が予想される範囲について、影響についての調査・予測及び評価を実施すること。
- (3) 落雷等の起因による施設発火に対する消火・防火対策等について最大限に配慮すること。
- (4) 廃棄物その他稼働後の施設の維持管理については万全を期すことと、太陽光発電事業終了後の設備の撤去や処分方法についての計画を示すこと。